別紙－１

ＩＣＴ活用工事に関する特別仕様書

第１　ＩＣＴ活用について

１　ＩＣＴ活用

本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を図るため、受注者の発議により、下表の適用工種において、３次元データ（座標値）を用いた情報化施工技術を活用（以下、「ＩＣＴ活用」という。）する工事である。

ＩＣＴ活用技術	適用工種
①ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理技術	○○工　○○
②ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理技術	○○工　○○
③ＵＡＶ空中写真測量を用いた出来形管理技術	○○工　○○
④ＴＬＳ（地上型レーザースキャナー）を用いた出来形管理技術	○○工　○○
⑤ＵＡＶレーザーを用いた出来形管理技術	○○工　○○
⑥地上移動体搭載型ＬＳ（レーザースキャナー）を用いた出来形管理技術	○○工　○○
⑦ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理技術	○○工　○○
⑧施工履歴データを用いた出来形管理技術	○○工　○○
⑨モバイル端末を用いた出来形管理技術	○○工　○○
⑩ＴＳ・ＧＮＳＳによる締固め回数管理技術	□□工　△△
マシンコントロール（MC）／マシンガイダンス（MG）技術	○○工　○○

２　定義

「ＩＣＴ活用工事」とは、以下に示すプロセスの各段階において、ＩＣＴを活用する工事であり、以下のとおり分類する。

①　３次元起工測量

②　基本設計データ又は３次元設計データ作成

③　ＩＣＴ建設機械による施工

④　３次元出来形管理等の施工管理

⑤　３次元データの納品

【Ｉ　Ｃ　Ｔ　活　用　工　事】①～⑤全てでＩＣＴを活用

【ＩＣＴ建機による施工】②及び③でＩＣＴを活用

【簡易型ＩＣＴ活用工事】②、④及び⑤でＩＣＴを活用（①及び③の活用は任意）

別紙－１

３　受注者は、「ＩＣＴ活用工事」、「ＩＣＴ建機による施工」、「簡易型ＩＣＴ活用工事」を行う希望がある場合、契約後、施工計画書（施工数量又は現場条件の変更に伴う変更施工計画書を含む。）の提出までにＩＣＴ活用計画書（参考様式）により発注者へ発議を行い、協議が整った場合に下記４～10によりＩＣＴ活用を行うことができるものとする。

（以下、「ＩＣＴ活用工事」、「ＩＣＴ建機による施工」、「簡易型ＩＣＴ活用工事」を行う場合）

４　原則、１の表に記載されている適用工種の各段階において、施工範囲全体で情報化施工技術を活用することとするが、具体的な活用技術、適用する施工段階及び対象範囲等については監督員と協議し、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。なお、特別仕様書で指定する工種及びプロセス以外において情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書（施工数量又は現場条件の変更に伴う変更施工計画書を含む。）の提出までに発注者と協議を行い、協議が整った場合は、その実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５　情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

６　３次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
１	○○業務報告書	
２	図面のＣＡＤデータ	

７　農業土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、３次元出来形測量により形状が計測できる場合、出来形数量は３次元出来形測量に基づき算出した結果とする。

８　受注者は、監督員が行う施工段階確認や検査員が行う完成検査等において、採用した情報化施工技術に応じた、監督・検査に必要な機器及び施工管理データ等を準備しなければならない。

９　受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）令和８年４月」に基づき提出しなければならない。

10　本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

第２　ＩＣＴ活用の費用について

受注者が契約後、施工計画書（施工数量又は現場条件の変更に伴う変更施工計画書を含む。）の提出までに発注者に発議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ活用に要する費用は「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）令和８年４月」により設計変更の対象とする。

３次元起工測量については従来起工測量と３次元起工測量の歩掛見積り（諸経費込み）を徴収し、差額を工事価格に一括計上する（水路工・付帯構造物工は該当なし。ただし水路工に併せて施工する土工等は該当工種の規定による)。

基本設計データ又は３次元設計データの作成・変更に係る費用は歩掛見積り（諸経費込み）により工事価格に一括計上する。なお、３次元座標を面的に取得する出来形管理技術の活用に伴う共通仮設費率及び現場管理費率への補正係数の適用は行わない。